

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第二号の規定に基づき、金融庁長官の指定する電子情報処理組織を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

金融商品取引法施行令第六条の二第二項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。

- 一 SBIジャパンネクスト証券株式会社が、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織（PTS第1市場及びPTS第2市場に係るものに限る。）
- 二 チャイエックス・ジャパン株式会社が、金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織